

議案第 4 5 号

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「次の各号に掲げる対象者」を「対象者（妊産婦に限る。）」に改め、「、それぞれ当該各号に定めるとおり」を削り、同条各号を削る。

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「及び第2号」を削り、「同項第3号」を「同項第2号」に、「前項第4号」を「前項第3号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費及び控除額の支給については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(控除額の支給)</p> <p>第4条の2 市長は、前条第2項の規定により医療福祉費から控除した額を次の各号に掲げる対象者の申請に基づいて、それぞれ当該各号に定めるとおり支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p> <p>(1) <u>妊産婦及び出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある小児</u> 前条第2項第1号及び第2号に掲げる額</p> <p>(2) <u>3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児</u> 前条第2項第2号に掲げる額</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小児にあつては、出生の日及び1歳の誕生日から18歳の誕生日までの間の誕生日において、当該小児若しくはその配偶者又は当該小児の父若しくは母の前年の所得（出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき、又は当該小児の扶養義務者（当該小児の配偶者又は父母を除く。）で主として当該小児の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 前項各号に規定する所得の額は、次に掲げる金額の合計額とする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、同項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に規定する額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に規定する額及び同条第2項に規定する額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は</p>	<p>(控除額の支給)</p> <p>第4条の2 市長は、前条第2項の規定により医療福祉費から控除した額を対象者（<u>妊産婦に限る。</u>）の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項各号に規定する所得の額は、次に掲げる金額の合計額とする。ただし、同項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、同項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に規定する額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に規定する額及び同条第2項に規定する額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は特別児童扶</p>	

旧	新	備考
<p>特別児童扶養手当法施行令第4条及び第5条の規定の例による。 (1)～(5) 略 3 略</p>	<p>養手当法施行令第4条及び第5条の規定の例による。 (1)～(5) 略 3 略</p>	